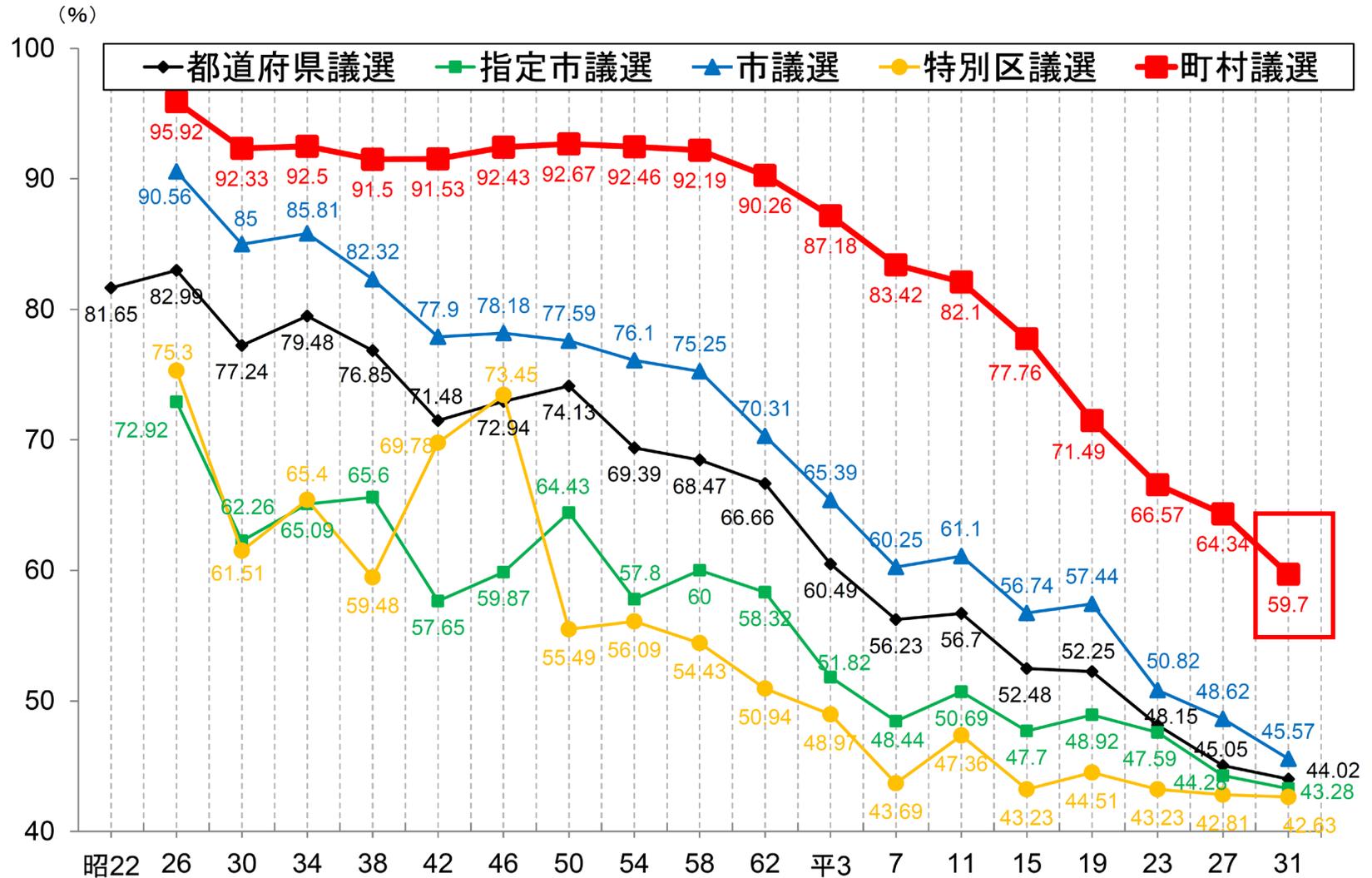


**地方の現状に対する問題意識と
課題解決に向けた意見
～町村議会議員のなり手不足の視点から～**

令和4年11月30日
全国町村議会議長会

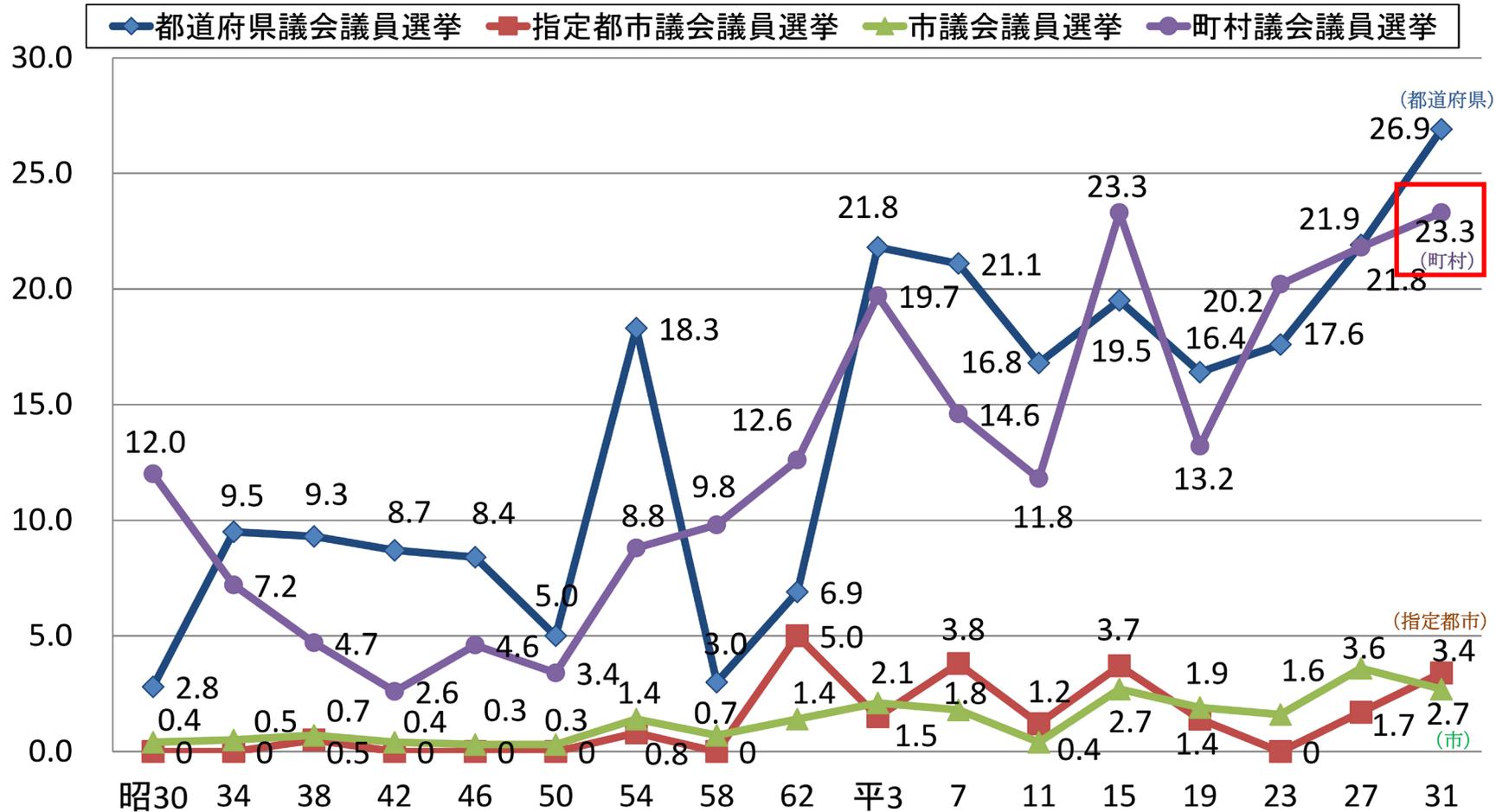
統一地方選挙における投票率の推移



出所：総務省「地方選挙結果調」等を基に作成。(本調査は、統一地方選挙の際に実施したもの)
 注：昭和22年の市区町村議選の内訳は調査していない。

※ 出典：「第32次地方制度調査会第33回専門小委員会『資料1 地方議会について』」(第32次地方制度調査会) (赤色枠を追記)

統一地方選挙における改選定数に占める無投票当選者数の割合の推移



出所：総務省「地方選挙結果調」等を基に作成。（本調査は、統一地方選挙の際に実施したもの）
 注1：第1回、第2回統一地方選挙の際は調査を実施せず。
 注2：市については、東京都特別区を除く。

※ 出典：「第32次地方制度調査会第33回専門小委員会『資料1 地方議会について』」（第32次地方制度調査会）（赤色枠を追記）

統一地方選挙における定数割れ町村議会

年	町村数	町村名
平23	3町	おけとちょう 北海道置戸町、いけだちょう 北海道池田町、はがまち 栃木県芳賀町
平27	4町村	うらほろちょう 北海道浦幌町、こうづしまむら 東京都神津島村、あわしまうらむら 新潟県粟島浦村、 みなみまきむら 長野県南牧村
平31	8町村	おこっぺちょう 北海道興部町、あつまちょう 北海道厚真町、なかさつないむら 北海道中札内村、 はまなかちょう 北海道浜中町、たつのまち 長野県辰野町、やまのうちまち 長野県山ノ内町、 こうたちょう 愛知県幸田町、つなぎまち 熊本県津奈木町

※ 出典：「第32次地方制度調査会第33回専門小委員会『資料1 地方議会について』」（第32次地方制度調査会）等を基に作成

地方議会の位置付け・議員の職務等の地方自治法への明文化

議会の機能強化及び多様な人材が参画するための環境整備に関する重点要望（抜粋）
（全国町村議会議長会（令和4年11月9日））

1 地方議会の位置付け及び権限の明確化

地方議会に対する住民の理解を深めるとともに、議会機能を明確化するため、地方公共団体の意思決定を行うという議会の役割を地方自治法に規定すること。

【要望趣旨】

地方議会は、日本国憲法第93条第1項において「議事機関」と規定されているが、地方議会がどのような権限を有するかについては、法律で明確化されておらず、地方自治法第89条において「議会を置く」とだけ規定されている。

地方議会は、地方公共団体の重要な意思を決定する権能を有し、議会活動を通じて、政策形成、執行機関監視といった使命を果たしている実態があるにもかかわらず、議会の位置付けや権限について明確に定められていないのが現状であり、このことが議会の活動を住民から見えにくくし、地方議会の存在意義が問われる要因の一つになっている。

よって、地方議会の役割を地方自治法に規定すべきである。

2 地方議会議員の職務等の明確化

地方議会に課せられている使命を全うするため、地方議会議員は、住民の負託にこたえ、日常的に住民の声を広く聴取し、議案審議、政策立案、行財政の監視、調査研究等に努める旨を地方自治法に規定すること。

【要望趣旨】

地方議会議員の活動は、単に本会議などの会議に出席し、議案の審議などを行うだけではなく、当該地方公共団体の事務に関する調査研究や、住民の負託にこたえ、住民代表として住民意思を把握するための活動など、広範多岐にわたっている。

また、地方分権時代において、議会に期待されている政策形成、監視機能等を十分に発揮するためには、今まで以上に積極的に議員活動を展開する必要がある。

しかしながら、現在、地方議会議員の職務や位置付けが法的に明確化されていないことから、議員活動に対する期待や評価において、議員と住民の意識が乖離し、議員活動を遂行する上でさまざまな支障が生じている。

については、住民の代表者としての責務、住民全体の奉仕者としての責務及び合議体の構成員として議会の機能を遂行する責務を議員の職責として地方自治法上明確化し、議員の活動基盤の整備を図るべきである。

兼業禁止の緩和

議会の機能強化及び多様な人材が参画するための環境整備に関する重点要望（抜粋）
（全国町村議会議長会（令和4年11月9日））（右下の図を追記）

3 兼業禁止の緩和

「請負」要件を明確化するとともに請負禁止の範囲の見直しを検討すること。

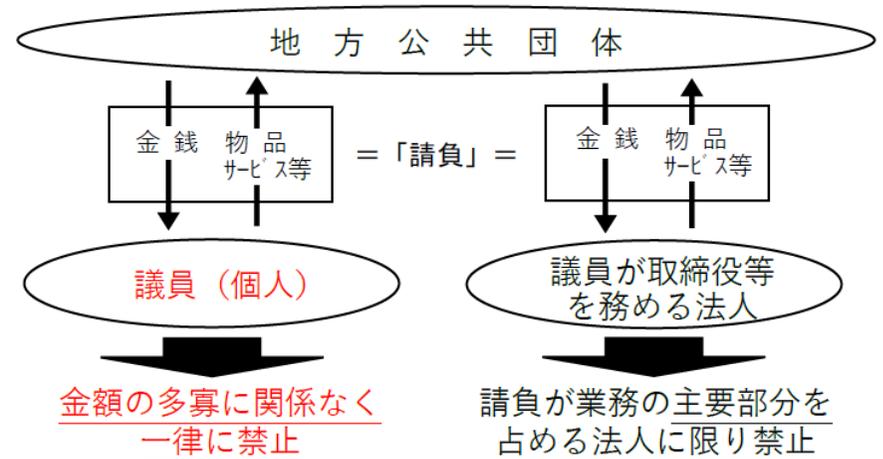
特に、個人請負の場合は、請負量を基準とする法人の場合と異なり金額の多寡に関係なく一律に禁止されているため、個人も法人と同じ要件に緩和すること。

【要望趣旨】

議員の兼業禁止については、地方自治法第92条の2に規定されているが、議員へ立候補する際に、この規定が足かせになっている場合がある。多様な人材の議会への参画を促進するため、「請負」要件の明確化を図るとともに、請負禁止の範囲の見直しをすべきである。

特に、個人請負の場合は、請負量を基準とする法人の場合と異なり金額の多寡に関係なく一律に禁止されている。一方、法人については、「主として同一の行為をする法人」と規定されているが、その解釈は請負量によって、個々具体的に判断するしかないことから、個人も法人と同じ要件に緩和すべきである。

現 状



議会により請負の禁止に抵触する旨の認定を受けた場合、議員は失職する。

低額な議員報酬の改善

議会の機能強化及び多様な人材が参画するための環境整備に関する重点要望（抜粋）
（全国町村議会議長会（令和4年11月9日））

7 低額な議員報酬の改善

低額である町村議会の議員報酬を改善するため、町村に対する財政措置の充実等の環境整備を図ること。

【要望趣旨】

令和3年7月1日現在の町村議会の平均議員報酬月額は、約21万7千円であり、これだけでは生計を維持できないほどの低水準になっており、このことが議員のなり手不足の要因の一つになっていると考えられる。

議員報酬の額は条例で定めることとされていることから、議員報酬の水準については、各町村議会において説明責任を果たしながら自主的に決定する必要があるが、抜本的な改善のためには、町村に対する財政措置の充実等、国において議員報酬を引き上げやすくするための環境整備を図るべきである。